

平成 28 年度 第 1 回本別町地域公共交通会議議案

とき 平成 28 年 6 月 22 日(水) 14:00

ところ 本別町役場 3階会議室

1. 開 会

2. 会長挨拶 本別町長 高 橋 正 夫

3. 議 題

(1) 太陽の丘循環バス運行経路の一部変更等について [資料 1]

○変更する路線

起 点	主たる経過地	終 点	旧		新	
			キロ程	便/日	キロ程	便/日
北大回り 本別町西美里別 6 番地 8	新町、栄町、北地区、錦町、 山手町、北 3、南 2、東町、 向陽町、緑町、共栄、南 4	本別町西美里別 6 番地 8	19.8キロ	2 便	19.9キロ	変更なし

○変更内容 緑町仲通り停留所へ向かう経路について、現行、みどり公園前を左折し向かうところを、国道 274 号線まで直進し、左折して向かう経路へ変更。

○実施期日 平成 28 年 10 月 1 日～

(2) 平成 29 年度地域内フィーダー系統確保維持計画 (案) について [資料 2]

4. その他

本別町地域公共交通会議〔出席者〕名簿

【H28.6.22】

所 属	職 名	氏 名		備 考
本 別 町	本別町長 本別町副町長 教育委員会教育次長 建設水道課長 健康管理センター事務長 企画振興課長	高橋 正夫 砂原 勝 佐々木基裕 大槻 康有 村本 信幸 高橋 哲也		会 長 職務代理
十勝バス株式会 社	旅客事業本部長	長沢 敏彦	欠席	
本別ハイヤー有 限会社	専務取締役	白木 智康		
有限会社北海陸 運	代表取締役	小川 哲也	代理：総務部 部長 大和田 鉄也	
毎日交通株式会 社	代表取締役	千葉 元逸		
十勝地区バス協 会	事務局	山本 康友		
十勝地区ハイヤ ー協会	常務理事	塚本 俊二	欠席	
住民代表	自治会連合会長	北谷 和雄		
北海道運輸局帯 広運輸支局	首席運輸企画専門官	頼本 英一		
十勝地区交通運 輸産業労働組合 協 議 会	事務局長	前田 英司		
北海道十勝総 合振興局	地域政策部地域政策課長	山田 恭一	代理：地域政策課 主査 小松 潤史	

事 務 局	企画振興課長補佐	倉崎 景一		
	企画振興課長補佐	小川 芳幸		
	企画振興課主事	松寿 智		

本別町地域公共交通会議設置要綱

制定 平成 19 年 2 月 5 日

(目的)

第 1 条 本別町における地域住民の生活に必要な旅客輸送の確保その他の旅客の利便の増進を図るために必要な一般乗合旅客自動車運送事業（道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）第 3 条第 1 号イに規定する旅客自動車運送事業をいう。以下同じ。）及び市町村運営有償運送（道路運送法施行規則（昭和 26 年運輸省令第 75 号。以下「省令」という。）第 49 条第 1 号に規定する旅客の運送をいう。以下同じ。）（以下これらを「町内公共交通」という。）に関する協議を行うため、省令第 9 条の 2 に規定する地域公共交通会議として、本別町地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）を設置する。

(主宰及び召集)

第 2 条 交通会議は、本別町長（以下「町長」という。）が主宰する。

2 交通会議は、町内公共交通に関する協議を行う必要が生じた場合に、町長がこれを召集する。

(協議事項)

第 3 条 交通会議は、町内公共交通に関する次の事項を協議するものとする。

- (1) 地域の実情に応じた適切な一般乗合旅客自動車運送事業の態様及び運賃、料金等に関する事項
- (2) 市町村運営有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項
- (3) 交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項

(構成員)

第 4 条 交通会議は、次の表の中欄に掲げる省令の規定の区分に応じ、同表の右欄に定める者により構成するものとする。

1	第 9 条の 3 第 1 項第 1 号	町長又はその指名する本別町職員
2	第 9 条の 3 第 1 項第 2 号	十勝バス株式会社 本別ハイヤー有限会社 有限会社北海陸運 毎日交通株式会社 十勝地区バス協会 十勝地区ハイヤー協会
3	第 9 条の 3 第 1 項第 3 号	住民又は利用者の代表
4	第 9 条の 3 第 1 項第 4 号	北海道運輸局帯広運輸支局長又はその指名する者
5	第 9 条の 3 第 1 項第 5 号	北海道地方交通運輸産業労働組合協議会十勝地区交運労協
6	第 9 条の 3 第 2 項第 2 号	北海道十勝総合振興局長又はその指名する者

2 町長は、必要があると認めるときは、前項の表に定める者のほか、交通会議に、次の表の中欄に掲げる省令の規定の区分に応じ、同表の右欄に定める者を構成員として加えるものとする。

1	第9条の3第2項第1号イ	北海道開発局帯広開発建設部 北海道十勝総合振興局帯広建設管理部
2	第9条の3第2項第1号ロ	北海道警察釧路方面本部本別警察署
3	第9条の3第2項第2号	学識経験を有する者その他の交通会議の運営上町長が特に必要と認める者

(運営)

第5条 交通会議には会長を置き、町長がその任にあたる。

- 2 会長は、交通会議を代表し、会務を総括する。
- 3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。
- 4 交通会議は、原則として公開するものとする。
- 5 交通会議の庶務は、本別町企画振興課において処理する。

(協議結果の取扱い)

第6条 交通会議において協議が調った事項については、関係者はこれを尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、交通会議の運営に関し必要な事項は、会長が交通会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。